

2022年6月16日
株式会社カカコム

当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2020年5月22日付で提起されました訴訟について、本日、第一審判決の言渡し及び判決文の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所（事件番号：令和2年（ワ）第12735号）
- (2) 判決日 2022年6月16日

2. 訴訟を提起した者

名称 株式会社韓流村
所在地 東京都港区三田一丁目4番28号

3. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

本件訴訟は、当社の運営するレストラン検索・予約サイト「食べログ」において当社が2019年5月21日に行った点数アルゴリズムの変更により、原告の運営するチェーン店の点数が下落し、これに伴い同チェーン店の来店者数が減少し損害を被ったとして、当社が原告から損害の賠償（訴訟物の価額6億3,900万円）を求められたものです。
当社はこの請求及び請求の前提となる事実に関して、係争中でした。

4. 判決の概要

- (1) 被告は原告に対し3,840万円及びこれに対する2019年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを25分し、その24を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (4) この判決は、上記4.(1)に限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

判決文の内容を詳細に確認した上で、今後の対応について検討いたします。

以上